

経済産業省 委託事業

国際税務の基礎知識と 諸外国の最新動向についての 情報提供セミナー

第9回 カナダ

2025年12月

カナダの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	10
法人課税にかかる各種優遇税制措置	11
企業進出形態の比較	12
PE課税	13
税務調査および異議申立て・税務訴訟	14
第2の柱 グローバル・ミニマム課税	15
ホットトピック	16

税制概要



- カナダは10の州と3つの準州からなる連邦国家であり、カナダ連邦税制はカナダ全土に適用される
- カナダの政治体制は、立憲君主制で、英国王兼カナダ国王を国家元首としており、議会は庶民院・元老院の二院制である
- 言語：英語・フランス語
- 通貨：カナダ・ドル（CAD）
- 居住法人：カナダ国内で設立された法人
- 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- 日本との租税条約：あり
- 日本との社保協定：あり
- 中央政府税務当局の名称：カナダ歳入庁（The Canada Revenue Agency；CRA）

法人所得税

税率（含むキャピタルゲイン、2025年9月30日時点の2026年度以降のもの）

連邦税 15%：連邦税の標準税率は38%であるが、カナダ各州内で稼得された所得については10%のリバートが適用される。また、各種優遇税制を恩恵を受けていない場合に、適用税率は15%まで低減できる。

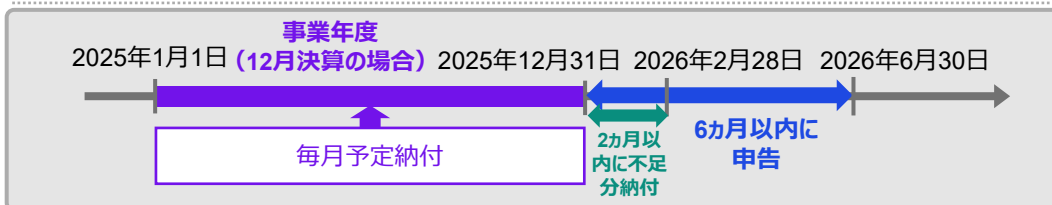
州税 8～15%：一部の州で製造業所得（M&P Income）や受動的所得に対する特別税率が導入されている。

課税年度

法人の会計年度

申告納付期限

課税年度終了日後6か月以内に申告。税額は原則として、毎月末日までに分割納付する必要があり、中間納付額が年税額に満たない場合、事業年度終了後2か月以内に不足分を納付する必要がある。



事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

固定資産税

通常、各州の市町村レベルで課される。一般的に、該当不動産の年間評価額に対し課税される。税率は、不動産の種類、また自治体によって異なる。

雇用保険料 (EI)

雇用主は、従業員の拠出額（対象となる賃金に対して1.64%（2025年度））。雇用主による源泉徴収）の1.4倍の金額を拠出する義務がある。このほか、労災保険が州ごとに導入されているが、制度や料率は州により異なる。

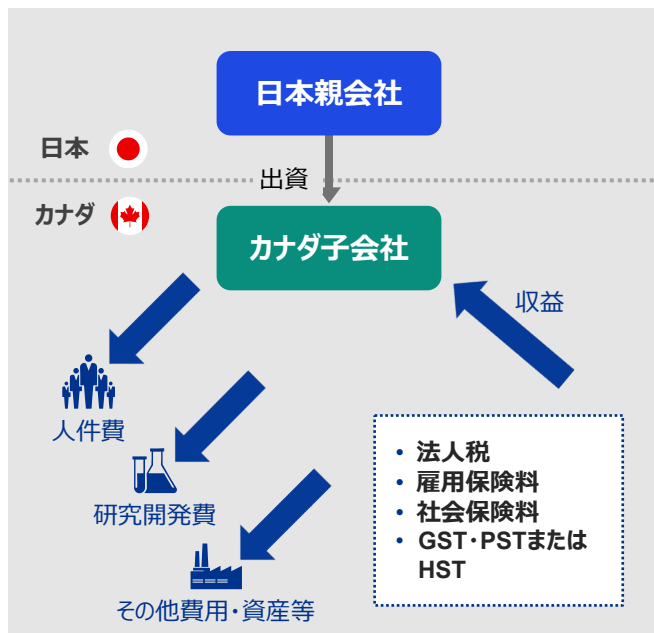
社会保険料 (CPP)

カナダ年金制度（Canada Pension Plan；CPP）と称され、従業員の拠出額（賃金に対して5.95%（2025年度））。雇用主による源泉徴収）と同額を雇用主も拠出する義務がある。

売上税 (GST/HST)

連邦税（GST）の標準税率は5%であり、州税も合わせた税率は最大で15%となる（州税の導入およびそのシステム（PST/HST）は州により異なる）。カナダ国内で供給された物品・サービス、輸入物品などに対して課される。ほとんどの食品・医薬品等は免税である。州ごとに独自の売上税を導入しており、税率・システムはそれぞれ異なる。

事業課税 (事業期間中) (1/2)



カナダ法人税

税率 (2025年9月30日時点)	連邦税 15% 州税 8~15% (2026年度)
課税所得計算	会計上の利益に法人税法上の調整項目を加算・減算調整を行って課税所得を算定する。なお、事業性所得、資産性 (受動的) 所得、キャピタルゲインの種類別に所得を算定することとなる。
欠損金 (事業損失等)	繰越期限 20年間 控除限度額 制限なし 繰戻し 3年間可能
キャピタルゲイン・ロス	<ul style="list-style-type: none"> キャピタルゲインの2分の1は事業所得と同様に法人税率で課税される (一定の慈善団体への贈与により生じたキャピタルゲインの算入率は3分の1となる)。 キャピタル・ロスは、その2分の1がほかのキャピタル・ゲインの額から控除できるが、事業所得からは控除できない。キャピタルゲインから控除できなかった部分の額は、直近3事業年度前までの繰戻し、または翌事業年度以降に生じるキャピタルゲインと相殺できる。キャピタル・ロスは制限事由 (所有者の変更等) がない限り無期限に繰越可能。
中間納付	<p>税額は原則として、毎月末日までに分割納付する必要があり、納付すべき金額は、下記のいずれかの方法による算定される。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当該事業年度の予定年税額の12分の1 ②直前事業年度の年税額の12分の1 ③最初の2カ月は前々事業年度の年税額の12分の1、3カ月目以降は直前事業年度の年税額の12分の1
法人所得税債務の時効	<p>原則3年間 (非カナダ支配法人の場合4年間。ただし、繰戻還付等一定の税制を適用した場合は6年 (非カナダ支配法人は7年)、不正または過失があった場合には10年)。</p> <p>なお、移転価格調整に関しては租税条約において別途年数に定めあり。</p>
連結納税制度	カナダにおいては連結納税制度は導入されていない。
税制改正	例年2~3月に改正が行われる。

事業課税（事業期間中）（2/2）

課税所得の計算方法	法人所得税の計算上注意を要する項目	
会計上の税引前当期利益	一般原則	<ul style="list-style-type: none"> 課税所得計算は一般に公正妥当と認められた会計原則に従った税引前当期純利益から開始する。 会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用は損金算入可能である。損金算入可能な費用は非資本性の支出である必要がある（資本的支出に関しては下記固定資産参照）。 そのほか費用は原則商業上認められている限りにおいて損金算入可能だが、カナダ税法上一定のルールは定められている。
(+) 益金算入項目 (+) 損金不算入項目 例：会計上の減価償却費、 一定の支払利子や交際費	未払費用	<ul style="list-style-type: none"> カナダ子会社が、非居住法人への未払費用を税務上において損金算入したにもかかわらず、損金算入した課税年度から課税年度以内に債権者への支払いがなされていない場合に、過去の損金算入を認めず、課税所得として認識されることとなる（なお、両者の合意の上支払い済とすることも可能である）。
(-) 益金不算入項目 例：一定の受取配当金	支払配当*	<ul style="list-style-type: none"> 利子や使用料の支払いとは異なり、損金に算入できない。
(-) 損金算入項目 税務上の減価償却費など	支払利子	<ul style="list-style-type: none"> 支払利子のうち、資本性資産を取得するための債務に係る利子は、資本勘定として計上され、一定の要件のもと損金算入される。 通常の事業運営目的の債務に係る利子は、過少資本税制およびEIFLEのルールのもと損金算入される。
当期課税所得	準備金および引当金	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な貸倒引当金および偶発債務に係る準備金は、合理的に算定されている限りにおいて損金算入できる。
(-) 税務上の繰越欠損金	固定資産の償却費	<ul style="list-style-type: none"> 会社の事業目的で取得した固定資産に関して、原則として、会計上認識した有形・無形固定資産の償却費は損金に算入できない。 しかし、別途の法令により税務上の償却費（Capital Cost Allowance）が認められている。 <p>有形資産 ・ 税務上の償却費の算定に要する償却率は、資産の種類に応じて定められている。</p>
課税所得	受取配当	<ul style="list-style-type: none"> 内国法人からの配当は、益金不算入となる。 外国法人からの配当は課税所得とみなされるものの、10%以上保有する外国関連会社からの配当は通常課税所得からの控除対象となり、結果的に課税はされない。
(-) 法人税率	損金不算入の費用	<ul style="list-style-type: none"> 特定の例外を除いて、法人は交際費の50%は損金不算入となる。ただし、従業員の行事等に関する一定の費用については全額損金算入が認められている。
法人税額		
(-) 源泉税額		
(-) 中間納付税額		
差引法人税額		

* 非居住法人である親会社に対して、貸付年度末から1年以上経過する長期貸付金・売掛金債権を有する場合、債権額がみなし配当と取り扱われ、支払配当源泉税の対象となる可能性がある（租税条約の適用は可能）。

事業課税（資金注入、資金還流時）

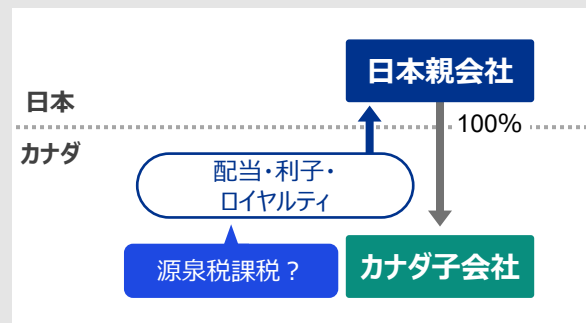
資金注入した場合の留意点

- カナダ居住法人は、「特定非居住者」に対する負債が当該法人の資本の1.5倍を超える場合、当該超過部分に係る支払利子は損金算入できない（過少資本税制）。
- 過少資本税制における「特定非居住者」とは、カナダ居住法人の株式の25%以上を単独または他者ととも保有するカナダ非居住者と定義される。
- 過少資本税制は、カナダ所在の支店も適用対象となる。
- 過大支払利子税制（the excessive interest and financing expenses limitation：EIFELルール）の内容は、一定の企業において損金算入可能な利子の額を“Tax EBITDA（課税所得から税務上損金算入可能な利子・税金・減価償却費等を控除した金額）”の固定比率（2025年度以降、30%）以下に制限するというものであった。



利益の送金および関連者取引

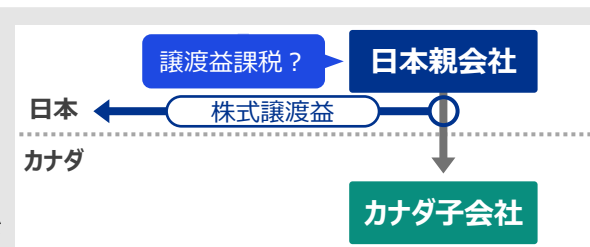
- 配当、一定の場合の利子およびロイヤルティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる。
 - ・配当：25%
 - ・利子：0%（独立企業間価格で行われていない場合25%）
 - ・ロイヤルティ：25%
- 日本への支払い等については日加租税条約により下記のとおりとなる（**特典制限条項（LOB）なし**）。
 - ・配当：
 - 5%（25%以上の議決権付株式かつ6か月以上保有の場合）
 - 15%（その他の場合）
 - ・利子：
 - 0%（一定の金融機関によって保証された債権等に係る利子）
 - 10%（その他の場合）
 - ・ロイヤルティ：10%
- 非居住者への支店の利益送金は源泉税の対象となる（原則25%。ただし日加租税条約の配当の規定を適用し、5%まで軽減可能）。



事業課税（撤退時）

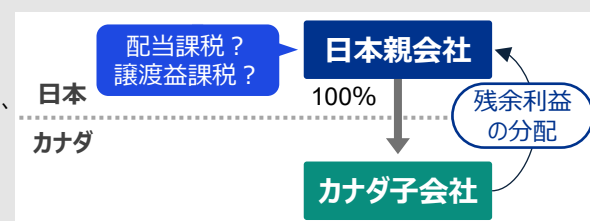
撤退時の キャピタル ゲイン（譲渡 益）課税

- 外国法人がTaxable Canadian Property (TCP) に該当する資産を譲渡した際には、カナダ国内法により課税対象となる。
- カナダ法人株式が株式売却前60か月のいずれかの時点で、次の両方の条件を満たす場合には、TCPに該当する。
 - 株式の25%以上が当該株式を所有する納税者および納税者と時価による取引を行っていない者（関係会社は時価取引を行っていない者とみなされる）によって所有されている場合（当該要件は対象株式が上場会社株式である場合にのみ適用されるため、非上場会社株式の譲渡については下記の要件のみで判定する）
 - 株式の時価の50%超が、直接または間接に、カナダにある不動産、森林、資源資産等で構成されている場合
- カナダ法人株式がTCPに該当する場合、譲渡対価（またはCertificate of Compliance入手により譲渡益）の25%が源泉税の課税対象となる。なお、確定申告を通じて、源泉徴収税額と、課税対象となる譲渡益の2分の1に係る税額との差額は還付請求をすることができる。



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、配当と資本の払い戻しがあったものと整理され、配当は配当源泉所得税の対象となり、資本の払い戻しは課税対象外となる（ただし配当については、租税条約の適用が可能）。



納税要件・課税範囲 (1/2)

		居住法人	非居住法人 (外国法人)	
課税所得の範囲		全世界所得	カナダ国内源泉所得	
投資先	居住法人	配当等	<ul style="list-style-type: none"> 原則25%の源泉税課税 日本に対する支払いについては日加租税条約の適用により5% (25%以上の議決権付株式を有する場合)、15% (25%未満の議決権付株式を有する場合) 非居住者の支店の利益は25%の税率の支店利益税の対象となる (租税条約の規定による軽減可能性あり) 支店所得のうち50万CADまでは課税対象外 	
		株式等の譲渡	TCPに該当する一定のカナダ法人株式等の譲渡から生じるキャピタルゲインは、その2分の1が課税対象となる (ただし、非居住法人によるTCPの処分に関しては税務クリアランス手続きが必要)。	
	非居住法人	配当等	外国法人からの配当は課税所得とみなされるものの、10%以上保有する外国関連会社からの配当は通常課税所得からの控除対象となり、結果的に課税はされない。	
		株式等の譲渡		
	譲渡利益		2分の1が事業所得と同様に課税される。	
	譲渡損失		2分の1は同一の課税年度において生じたキャピタルゲインから控除される。控除しきれないキャピタルロスは、直近3事業年度前までの繰り戻し、または翌事業年度以降に無期限 (制限事由が発生するまで) に繰越し、キャピタルゲインと相殺できる。	
国外支店の所得の取扱い		原則、全世界所得課税により同様に課税される。海外にて稼得した所得に係る外国法人税は外国税額控除の対象となる。		
CFC税制		外国被支配関係会社の一定の所得 (FAPI*1) を、カナダ株主の持分割合に応じ、所得に合算される。		

納税要件・課税範囲 (2/2)

*1 FAPI：外国被支配関連会社が稼得する一定の受動的所得（FAPI）は、カナダ法人の所得として課税され、これに係る外国税額は控除対象となる。

ただし、一定の要件を満たす投資事業から稼得する所得はFAPIから除外されるものの、トラッキング契約※に基づき稼得された所得は、当該除外規定が適用されず、FAPIとしてカナダにて課税される場合がある。

※トラッキング契約：他社と共同で外国関連会社に投資し、その会社を通じた国外投資事業を行うようなケースで、各投資家は当該外国関係会社が単一の投資事業を行っているとする一方、拠出資産に応じて当該会社を支配し、その資産から得た収益がそれぞれに帰属するような取り決めがされた契約

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税

<p>国内向け払いにかかる源泉税</p>	<p>配当：原則0% 利子：原則0%</p>	
<p>従業員の雇用にかかる税務等</p>	<p>雇用保険料 連邦政府による失業保険制度。雇用主は、従業員に支払う給与から源泉徴収を行い、雇用主が負担する金額も加算して拠出金を支払う義務がある。雇用主の負担額は従業員の拠出額（対象となる賃金に対して1.64%（2025年度）。雇用主による源泉徴収）の1.4倍の金額とである。</p> <p>社会保険料 カナダ年金制度（Canada Pension Plan；CPP）と称される、連邦政府による失業保険制度（ケベック州を除く）。従業員の拠出額（賃金に対して5.95%（2025年度）。雇用主による源泉徴収）と同額を雇用主も拠出する義務がある。日加社会保険協定に基づき一定の証明書を日本年金機構から取得することで、カナダでのCPP適用免除、日本の公的年金への継続加入が可能となる。</p>	
<p>付加価値税（GST / PST / HST）</p>	<p>課税取引 課税事業者によってカナダ国内での消費のために供給された物品・サービスおよび輸入された物品に対して課される。</p> <p>税率 連邦税の標準税率は5%である。 なお州によっては、独自の売上税を導入している場合（上記5%とは別に、6～9.975%）のほか、連邦税と合わせた総合売上税を導入している場合（13～15%）とがある。</p> <p>食料品、処方薬、農産物、医療機器等は0%税率が適用される。 金融・教育・医療サービス等是非課税とされる。</p>	<p>課税事業者 原則、カナダで課税対象となる物品・サービス提供を行うすべての事業者はGST登録を行う義務がある。ただし、年間課税売上高が3万CAD以下の小規模事業者でも任意でGST登録を行うことができる。</p> <p>課税期間 年間課税売上高によって課税期間が異なる。 6百万CAD超の事業者：毎月 1.5百万CAD超 6百万CAD以下の事業者：四半期ごとまたは毎月 1.5万CAD以下の事業者：年1回、四半期または毎月</p> <p>インボイスの有無 インボイスの発行が必要となる。</p> <p>申告期限および納付期限 各計算期間終了日から原則1月以内。 ただし、年1回の申告となる事業者は課税期間終了後3ヵ月以内。年1回の申告となる事業者は予定納付が求められることもある。</p>
<p>印紙税</p>	<p>なし</p>	
<p>デジタル課税</p>	<p>2024年1月1日にデジタルサービス税の導入が予定されていたが、2025年6月29日に連邦政府より見送りが発表され、同日以降適用されない。</p>	

法人課税にかかる各種優遇税制措置

項目	対象企業	優遇措置内容
<p>研究開発： 科学研究および 実験開発プログラム (SR&ED) (section 127 of the Income Tax Act)</p>	<p>適格研究開発費を支出した企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> カナダ国内での研究開発を奨励するための、税務上のインセンティブを提供するプログラム。ほとんどの州（PEI州、ヌナブト準州、ノースウェスト準州以外）にも同様のインセンティブがある（州政府による税額控除が適用できた場合、連邦政府の税額控除はその分減額される）。 企業の規模や業種に関係なく申請可能である。税額控除のみならず、場合によっては、研究開発費用の補助金を受けられるケースもある。 カナダ居住者支配の非上場会社（CCPC）に対しては、6百万CADの適格研究開発費を上限に、その35%（すなわち2.1百万CADまで）の現金還付可能税額控除を受けることができる。6百万CAD超の適格研究開発費に対しては、15%相当分の税額控除を適用できる。 CCPC以外の法人は、適格研究開発費の15%相当分の税額控除を適用できる。 ビスマス、セシウム、クロム、スズなどの重要鉱物に対する「重要鉱物探査税額控除」が拡充されている。 「クリーンエコノミー税額控除」が拡充されている。
<p>CCA投資加速 インセンティブ (Regulation 1104 (4) and 1100 (2) A)</p>	<p>一定の設備投資を行った企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2018年11月21日以降に購入した資産に関して、初年度の減価償却は通常年の150%相当分までの償却を行うことができる。 当制度は2024年より段階的に縮小され、2027年に廃止される。 適格な製造または加工用建物の取得に係る全額を、取得初年度に即時償却可能とする制度が2025年度に導入。当該インセンティブは2025年11月4日以降2029年までの取得に適用される。

企業進出形態の比較

	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、カナダでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接カナダで裁判の当事者とされることは基本的にはない。 日本の親会社がカナダ税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、カナダにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる。 株主総会および取締役会、会計監査など経常的に発生する一定のランニングコストは不可避。 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可。
支店	<ul style="list-style-type: none"> 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる。 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、カナダの課税所得から控除できる。 子会社よりも設立費用とランニングコストが低い。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、カナダの裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる。 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある。 税引後利益は日本本社への送金の有無問わず、支店利益税（標準税率25%）の課税対象となる。
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員事務所設立にあたっては、政府への申請の必要はなく、その活動が準備的または補助的活動に限られていることを条件として、法人所得税の納税対象とはならない。 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> カナダでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる。 「カナダでのビジネスの実施（Carrying on Business）」と判断されれば各種申告義務が発生する可能性もあり。 実際にカナダ国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、カナダ法人所得税が発生する。
出張ベース	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる。 	<ul style="list-style-type: none"> カナダ進出の規模は相当程度限定される。 出張者のカナダでの活動および滞在日数によっては、日本本社がカナダにおいてPEを有していると認定される可能性がある。 出張者の給与に関する源泉税納付義務（Regulation 102）を検討する必要がある。

PE課税 - PEの種類

PEの種類

カナダのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



(日加租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人
(常習代理人)



(日加租税条約第5条第5項)

3 建設PE

12か月を超える期間存続する建築工事現場、建設もしくは据付工事



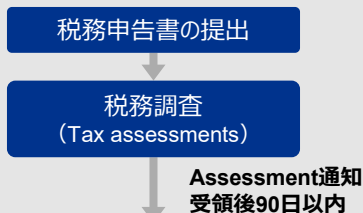
(日加租税条約第5条第3項)

MLI条約の署名：わが国について2019年1月1日、カナダについて2019年12月1日に発効。

税務調査および異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続きおよびプロセス

異議申立てから
終結までの
平均的な期間
**案件に応じて
異なる**

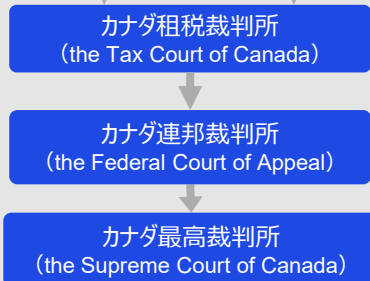


CRAに対して
異議の申立て

CRAが再評価し、
取消／更正／確定を行う、または
新しいAssessmentが発行される

CRAに対する異議申立て後90日
以内に処理されない場合

更正または確定処分を不服とする場
合、通知受領後90日以内



当局の執行体制

税務当局の名称：The Canada Revenue Agency (CRA)
税務調査官の人数：不明

税務調査の執行上の特徴

CRAはすべての納税者に対して定期的な税務調査を実施している。対象企業のさまざまな要因を基に選定され、ランダムな抽出による場合ないし特定の産業・区分に絞った抽出による場合もある。CRAは税務調査を実施するにあたり各種調査権限を行使するが、税務調査対象会社がこの権限に従わない場合、1千～25千CADの罰金ないし1年以下の懲役が科される。

紛争解決手続き

税務調査 (Tax Assessments) に対する不服申立ては、2段階のプロセスで構成される。

- ① CRAへの異議申立てには、Assessmentの通知の郵送日後90日以内に異議告知書の提出が必要である。異議申し立て後Assessmentを再審査し、異議申し立てのあった査定は、取消／変更／確定のいずれかの処分が行われるか、新しいAssessmentが発行される。
- ② 変更または確定処分を不服とする場合納税者は、カナダ租税裁判所 (TCC) に上訴が可能である (通知の郵送日後90日以内)。なお、納税者の異議申し立て (異議告知書の郵送) 後90日以内に再評価手続きを完了しなかった場合、納税者はカナダ租税裁判所に直接上訴可能となる。

異議申し立ての対象となる、各課税年度ごとの連邦税およびペナルティ (利息を除く) の金額が12千CAD以下の場合、納税者は簡便な方法に依る申立手続きを選択できる。当該簡便手続きによると、その後の上訴は連邦裁判所 (FCA) による司法審査 (正式な申立手続きによる上訴に比し審査範囲が狭い審査) に限定されることとなる。一般的に、FCAは税務訴訟の最終上訴裁判所となる。カナダ最高裁判所 (SCC) への上訴も可能だが、納税者はまずSCCに問題の審理を説得する必要があり、原則的には税務訴訟をSCCに上訴する権利はない。

第2の柱 グローバル・ミニマム課税

01

登録手続き

対象会社：

カナダに所在する適格な多国籍企業（MNE）グループの構成事業体（Canadian constituent entities、CE）は、当該CEが税金の納付義務を負う場合、またはグローバルミニマムタックス法（Global Minimum Tax Act）に基づき所定の申告書や通知のいずれかを提出する義務がある場合、CRA（カナダ歳入庁）に対してGMTAプログラムアカウント（PTビジネスアカウント）への登録が必要。

所定の申告書や通知

- Globe Information Return（GIR）
- グローバルミニマムタックス申告書（Qualified Domestic Top-Up Tax（QDMTT） / Qualified Income Inclusion Rule（QIIR））
- GIR通知

登録時期：

対象事業体は、2025年10月20日以降、CRAが案内する複数の方法で登録手続きを開始可能。

02

申告および納税手続き

申告期限：

カナダのGMTAは2024年6月20日に国王承認を受け、2023年12月31日以降に開始する事業年度に該当するMNEグループに適用。一般的に、事業年度が2024年12月31日以前に終了するMNEグループについては、所定の申告書や通知の提出期限は移行措置により2026年6月30日（以降の提出期限は、事業年度終了後15か月）。

納付：

PTビジネスアカウントに納付が必要。

03

申告書

Globe Information Return（GIR）：

Ultimate Parent Entity（最終親事業体）または指定された申告事業体によって提出される標準化された申告書。2024年12月31日決算に関するGIR提出の通知期限は2026年6月30日。

ローカルQDMT申告：

2024年12月31日事業年度に関するQDMTT（Qualified Domestic Top-Up Tax）の申告期限は2026年6月30日。

ホットトピック (税務調査の論点も含む) (1/2)

01

カナダ非居住法人に支払われる役務提供対価に係る源泉税 (Regulation 105)

論点：カナダ非居住法人によってカナダ国内で提供された役務提供の対価は、支払い額に対して15%の源泉税が徴収される。

対応策：租税条約に基づいてカナダで非居住法人に納税義務がない（すなわち、恒久的施設がない）とみなされた場合には、カナダにて還付申請が可能である。ただし、還付申請は申告書を通じて行う必要がある（事前にカナダでのビジネス登録が必要）。

また、要件を満たせば、当該源泉税免除または減額の許可を受けることができる。

なお、源泉徴収義務を負う対価の支払い側は、源泉税額や支払先の情報を年次申告する義務があり（T4N-NR）、当該申告内容によっては支払先である非居住法人に対しても税務調査が入るリスクがある。

Regulation 105は引き続きCRAによる税務調査の重点項目である。

02

非居住雇用主認定 (Non-Resident Employer Certification) プログラム (Regulation 102)

論点：個人所得税の規定（Regulation 102）において、「カナダ非居住雇用主からカナダ非居住従業員に支払われたカナダ国内での就労対価」等は、最終的にカナダで非課税となる場合であっても、カナダにおける源泉徴収の対象となる。

対応策：非居住雇用主認定（Non-Resident Employer Certification）プログラムを適用する適格雇用主と適格従業員に関しては、上記就労対価の源泉徴収義務が免除される。雇用主は、一定の手続きを行い、適格雇用主の申請ができる。このプログラムでは日本からカナダへの短期出張者に対する就労対価を包括的にカバーでき、シンプルで効率的である。

適格雇用主の条件：

- ✓ 雇用主はカナダと租税条約のある国の居住者であること（日本・カナダ間は租税条約あり）。なお源泉徴収免除が適用されるのは、カナダ税務当局より適格雇用主として認可された期間のみである。

適格従業員の条件：

- ✓ 租税条約により免税となること。
- ✓ 従業員の出張期間が「短期（暦年の就労期間が45日未満、あるいは、暦年を問わずいずれかの12か月間のうち、カナダ滞在期間が90日未満）」であること。
- ✓ カナダ就労中の雇用主がカナダ非居住法人（例：日本親会社）であること（カナダ出向者や、カナダ就労中の実務的雇用主がカナダ法人である場合は対象外）。

Regulation 102は引き続きCRAによる税務調査の重点項目である。

ホットトピック（税務調査の論点も含む）（2/2）

03

EIFLEルール（過大支払利子税制）

論点：カナダ過大支払利子税制（EIFELルール）が2023年10月1日以降に始まる事業年度より適用。EIFELルールは支払利子の損金参入可能額を税務上のEBITDAの30%に制限。当該ルールは複雑でありほとんどの企業に影響がある。

対応策：2025年以降のEIFEL税制の影響（税引後キャッシュフローへの影響を含む）を検討し、損金算入可能となる利息費用を最大化するために、改正内容が適用される前に、既存の内外部からの資金調達方法の変更等の妥当性を検討すべきである。

04

移転価格

論点：CRAは移転価格に関してより厳格な姿勢を示しており、特に海外グループ会社からの仕入に依存するカナダ子会社の利益に対してチャレンジしている傾向がある。これらの移転価格調査は解決までに数年を要する場合があります。カナダ子会社のみならず外国親会社にとっても大きな不確実性をもたらし。

対応策：事前確認取引（APA）の申請を検討が必要。APAプログラムへの申請件数は増加傾向。APAプログラムは、関連当事者間の国際取引における適切な移転価格を事前に確定することで、納税者とCRA双方に税務上の確実性を提供する。

2025予算：カナダは移転価格ルールを近代化し、2025年11月4日以降に開始する課税期間から適用。カナダはOECDモデル租税条約に沿って、取引の契約条件のみならず経済的に関連する特性も考慮するようTP規則を整合させる。また、TP調整に関するペナルティの基準額は5百万CADから10百万CADに引き上げられた。

カナダの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

移転価格税制の概要	19
ローカルファイル / マスターファイルの概要	20
国別報告書の概要	21
カナダにおける移転価格調査に係るトピック.....	22
カナダ移転価格に係るホットトピック	23

移転価格税制の概要

1. 移転価格税制導入時期	1998年	
2. 関連者の定義	<p>(a) 個人またはその近親者が、報告企業に対する支配または共同支配を有している場合、報告企業に対して重要な影響力を有している場合、または、報告企業もしくは報告企業の親会社の主要な経営幹部の一員である場合、当該個人またはその近親者は報告企業と関連している。</p> <p>(b) 以下の条件のいずれかに該当する場合、企業は報告企業と関連している。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業と報告企業が同じグループのメンバーである（それぞれの親会社、子会社が他の企業と関連している）。 • 一方の企業が他方の企業の関連会社またはジョイント・ベンチャーである（または、他方の企業がメンバーであるグループのメンバーの関連会社またはジョイント・ベンチャーである）。 • 両社が同一の第三者のジョイント・ベンチャーである。 • 一方の企業が第三者のジョイント・ベンチャーであり、他方の企業がその第三者の関連会社である。 • 報告企業が、(a) で識別される人物に支配されている、または共同支配されている。(a) で識別される人物が、企業に対して重要な影響力を有しているか、企業（または企業の親会社）の主要な経営幹部の一員である。 • 企業または企業が属するグループのメンバーが、報告企業または報告企業の親会社の経営に対し一定の影響力を有している（Income Tax Act Section 251(1-6)）。 	
3. 移転価格調査の時効	7年（Income Tax Act Sections 152(3.1)(b) plus 152(4)(b)(iii) (Normal Reassessment Period plus Additional Assessment Period for transactions not dealing at arm's length)）	
4. 独立企業間価格の算定方法	カナダ国内法においては、規定していない。ただし、カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency、以下、「CRA」）が公表しているガイドラインによると、OECD移転価格ガイドライン2章に規定されている最適な移転価格算定方法を認めている（OECDサイト参照）。	
5. 事前確認（以下、「APA」）／相互協議（以下、「MAP」）の適用可能性	日本との租税条約の有無 あり	実務上の適用可能性 あり

ローカルファイル / マスターファイルの概要

ローカルファイル（以下、「LF」）の概要	
1. 作成義務対象者	規定なし
2. 作成期限	法人税申告期限（会計年度終了から6か月後）（Income Tax Act Section 247(1)）
3. 提出期限	CRAより提出の要請があった場合90日以内に提出（Income Tax Act Section 247(4)）
4. 作成言語	英語ないしフランス語
5. 罰則	移転価格調整額が売上の10%と5百万CADのいずれか低い額を超えた場合、調整額の10%
マスターファイル（以下、「MF」）の概要	
1. 作成義務対象者	規定なし
2. 作成／提出期限	規定なし

国別報告書の概要

国別報告書（以下、「CbCR」）の概要	
1. 作成義務対象者	前年度の売上高が7.5億EURを超える場合（Income Tax Act Section 238(1)） なお、日本とカナダの間ではCbCRの自動的情報交換が行われているため、在カナダ日系企業の提出は不要。
2. 提出期限／作成期限	会計年度末から12ヵ月後（Income Tax Act Section 238.8(6)(b)）
3. 罰則	5百CAD／月（最大24ヵ月） CRAの要求に回答しなかった場合は1千CAD／月（最大24ヵ月） （Income Tax Act Section 162(5-10)）
4. CbCRに係る通知書（Notification）の要否	規定なし

カナダにおける移転価格調査に係るトピック

移転価格調査が行われやすい企業・取引の特徴

多国籍企業	多国籍企業グループに属しており、国外関連取引が生じている。
取引内容	役務提供費用（ロイヤルティ、マネジメントフィー等）、無形資産取引、ハイブリッド債務・株式報酬・事業再編に係る取引を行っている。
継続的な営業損失の計上等	<p>税務調査の端緒として、カナダ法人の利益率が急激に低下、または継続的な損失が発生している場合が想定される。その他、外国親会社によるカナダ企業の買収、低税率の国との取引等についても調査の発端となる可能性がある。</p> <p>なお、CRAはリスクベースのアプローチを採用しており、複雑な構造やアグレッシブなスキーム、過去に更正を受けた納税者は、より頻繁に税務調査の対象となりやすい。CRAは税務調査に際して経済学者を採用しており、経済分析に精通した人的リソースを有する。</p>
特定の業種に属する企業	一般的にすべての業界が税務調査の対象となる可能性があるものの、傾向として製薬業界、テクノロジー業界、資源採掘企業等が税務調査の対象となりやすい。その他、近年、政府補助金（グリーンエネルギー税額控除、研究開発税額控除など）を受けている企業に対して、その取扱いに関する税務調査が顕著に増加している。
金融取引	CRAは、国外関連者による貸付金利についてアグレッシブな姿勢を取る傾向にある（利息控除を認めない、貸付取引の性質について契約ではなく実態に即して評価を行う 等）。
関税評価額との乖離がある	関税評価額は移転価格の設定方針により影響を受ける可能性がある。カナダ法人が国外関連者から輸入する際に関税評価額が高い場合には、移転価格の観点からはカナダ法人の利益率が低下しており課税所得移転の蓋然性が高まることから、CRAは移転価格ポリシーを精査する傾向にある（例：米国およびカナダ間の取引等のケースが多い）。

カナダ移転価格に係るホットトピック

その他

項目	説明
移転価格文書作成関連のよくある手続き上のミス等（例：期限間違い、現地特有の記載事項のミス等）	CRAが指摘する一般的な記載漏れの内容としては、移転価格文書上の機能リスク分析が十分でない、または特定の取引において機能・資産・リスクを正しく考慮していないケースがある（その場合は罰則に繋がるケースが散見される）。
税務当局のAPAおよびMAPに対する姿勢（積極的、消極的、ユニラテラルAPAを推奨する等）	移転価格によって二重課税が発生した場合には、MAP手続きを申請することが推奨される。CRAは以前APAやMAPに関して協力的であったが、2023年および2024年のAPAの却下・取り下げ事例が増加しており、納税者の慎重な対応が求められる。
税務当局からの要請がない限りLFの提出が不要の場合、税務当局からLFの提出を実際に求められる可能性（例：頻繁、増加傾向、まれ等）	CRAは同時文書化を求める傾向にある。また、税務調査時のLF提出要求時は、複数の事業年度分を求められるケースが多い。
第1の柱 利益 Bへの考え方（導入状況、もしくは取引相手国が導入している場合の取り扱い等）	現時点でカナダは利益Bの導入を予定していないものの、今後参考基準として考慮される可能性がある。

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省ホームページに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2025年10月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.